

東京医療保健大学客員教授等の称号付与規程

(趣旨)

第1条 この規程は東京医療保健大学（以下「本学」という。）における客員教授及び客員准教授称号の付与に関し必要な事項を定めるものとする。

(称号の種類)

第2条 称号の種類は、客員教授又は客員准教授（以下「客員教授等」という。）とする。

(称号の付与対象者)

第3条 客員教授等の称号は、秀でた業績があり社会的に認められた学識経験者、大学に対し多大の貢献があった者等に対してこれを授与することができる。

(選考)

第4条 客員教授等の選考は、大学経営会議が行う。

(選考基準)

第5条 客員教授にあつては、東京医療保健大学教員選考規程第6条に基づく教授と、客員准教授にあつては、選考規程第7条に基づく准教授と同等以上の資格があると認められる者とする。

(処遇)

第6条 客員教授等の処遇は、称号授与前と変わらない。

(称号付与の期間)

第7条 客員教授等の称号を付与する期間は、講義及び実習の指導等に協力する期間とする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

この規程は、平成24年5月16日から施行する。